

代理店手数料を
岐阜信金開示へ

岐阜信用金庫は2日、取り扱う特定保険商品の生命保険の一部について、保険会社から受け取っている代理店手数料を来年1月4日から開示する、と発表した。代理店手数料は、保険会社から販売代理店の同金庫に支払われるもので、顧客が直接負担する費用ではないが、商品選択時の判断材料にしてみらうとともに、販売体制の透明性向上につなげるため開示する。

特定保険商品は、市場リスクがある生命保険商品で、開示対象は、同金庫が扱う21の生命保険商品のうち8商品。併せて、保険会社から受領する代理店手

数料について、従来の契約時手数料、アフタ保険販売時に一括で受け取る方式から、募集時のコンサルティングに分けて受け取る方式の対価として受け取るに變更する。